

○都留市市民が主役のまちづくり活動支援補助金交付要綱

(令和4年3月30日告示第30号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、都留市市民活動推進条例(平成15年都留市条例第1号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づく市民活動を推進するための施策の実施に当たり、市民活動団体の行う公益活動の支援及び促進を図るとともに、新たに市民活動を始めようとする団体の設立及び自立を支援することを目的とし、予算の範囲内で補助金を交付することについて、都留市補助金等交付規則(昭和61年都留市規則第28号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民活動」とは、福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他の社会貢献に係る分野の活動で、営利を目的としない公益的なものをいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する活動を除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 公序良俗に反し、又は社会通念上適当と認められない活動

(補助事業)

第3条 補助事業の区分は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 自立支援事業 これから市民活動を開始する予定の団体又は活動期間が5年未満の市民活動団体等が当該団体等の自立を促進するために効果的な事業
- (2) 活性化支援事業 既に活動している市民活動団体等が当該団体等の活動を発展させ、又は活性化させるために効果的な事業

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、対象者及び経費は、第6条の募集要領において規定するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金は、別表に掲げる区分に応じて当該区分により定める額、補助割合、申請回数を限度とする。

(補助対象事業の公募)

第6条 市長は、補助対象事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、補助対象事業を募集しようとするときは、募集要領を定めて公表するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、都留市市民が主役のまちづくり活動支援補助金選考申込書兼交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の選考)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、都留市市民が主役のまちづくり活動支援補助金審査会(以下「審査会」という。)による審査を求めるものとする。

2 前項の規定による審査は、条例第10条第2項第3号の規定に基づき、都留市市民活動推進委員会において行うものとする。

3 市長は、審査会における補助事業の審査の基準について、第6条の募集要領に明記するものとする。

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による審査会の審査結果を受けたときは、補助対象事業及び補助金の額を認定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定するときは都留市市民が主役のまちづくり活動支援補助金審査結果及び交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、認定しないときは都留市市民が主役のまちづくり活動支援補助金審査結果及び不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更等)

第 10 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助団体」という。)は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、軽微な変更で市長が認めるものを除き、あらかじめ都留市市民が主役のまちづくり活動支援補助金計画変更承認申請書(様式第 4 号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、補助対象事業の変更又は中止の適否について決定し、適当と認めたときは、都留市市民が主役のまちづくり活動支援補助金計画変更承認通知書(様式第 5 号)により、補助団体に通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 補助団体は、補助対象事業が完了したときは、事業終了後 1 月以内又は当該年度の 3 月末日のいずれか早い日までに、都留市市民が主役のまちづくり活動支援補助金実績報告書(様式第 6 号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第 12 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、都留市市民が主役のまちづくり活動支援補助金交付額決定通知書(様式第 7 号)により補助団体へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 補助団体は、前条の規定による通知を受けたときは、都留市市民が主役のまちづくり活動支援補助金請求書(様式第 8 号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助団体に補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 14 条 市長は、事業の円滑な推進を図るため、補助団体から概算払の請求があった場合は、当該請求に係る補助金について概算払をするものとする。

2 概算払を受けようとする補助団体は、都留市市民が主役のまちづくり活動支援補助金概算払請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(補助対象事業の見直し等の検討)

第16条 補助対象事業の実施状況は、必要に応じて都留市市民活動推進委員会に報告するものとし、補助対象事業の見直し等の検討を行うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

補助金の額

区分	自立支援事業	活性化支援事業
上限額	5万円	10万円
補助の割合	1回目 対象経費の10分10 2回目 対象経費の10分8	1回目 対象経費の10分10 2回目 対象経費の10分8 3回目 対象経費の10分6
申請回数	同一団体につき2回	同一団体の同一事業につき2回 同一団体につき3回